

令和3年3月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

令和3年3月1日(月)

1. 議案上程(議案第5号から第9号まで及び議案第16号から第28号まで)  
補足説明、質疑
- 

出席委員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	12番 進藤優子	13番 船橋金弘
14番 米谷勝	15番 三浦利通	16番 安田健次郎
17番 古仲清尚	18番 吉田清孝	

---

欠席委員(1人)

11番 中田敏彦

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

---

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	佐藤透	市民福祉部長	山田政信
観光文化振興部長	小玉博文	産業建設部長	柏崎潤一
企業局長	八端隆公	企画政策課長	伊藤徹
総務課長	鈴木健	総務課危機管理室長	沼田弘史

財政課長	佐藤 静代	税務課長	菅原 章
税務課債権管理室長	佐藤 淳	福祉課長	小澤田 一志
介護サービス課長	鎌田 栄	生活環境課長	畠山 隆之
健康子育て課長	原田 徹	観光課長	三浦 一孝
男鹿まるごと売込課長	湊 智志	文化スポーツ課長	杉本 一也
農林水産課長	畠山 喜美	建設課長	薄田 修一
病院事務局長	田村 力	会計管理者	平塚 敦子
教育総務課長	太田 穰	学校教育課長	加賀谷 正人
監査事務局長	高桑 淳	企業局管理課長	三浦 幸樹
上下水道課長	小野 肇	ガス工務課長	真壁 孝彦
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

## 午前 11 時 12 分 開 会

○委員長（進藤優子） 皆様、お疲れさまです。本会議に引き続きの審査となりますが、よろしく願いいたします。

会議に入る前に、審査日程についてお諮りいたしたいと思います。

本委員会の審査については、本日からあさって 3 日までの 3 日間としておりますが、審査の進み具合を見て、再度協議いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、皆様にお諮りいたします。

秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を開会いたします。

なお、本日、11 番中田敏彦委員から欠席の届出がありますので報告いたします。

本日の議事に入ります。

議案第 5 号から第 9 号まで及び議案第 16 号から第 28 号までを一括して議題とい

たします。

この際、当局から、令和2年度補正予算について補足説明を求めます。

はじめに、議案第5号及び第27号について説明を求めます。佐藤総務企画部長

**○総務企画部長（佐藤透）** それでは、私から議案第5号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第14号）及び議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案第5号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第14号）について、ご説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,230万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ196億3,740万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと29.1パーセントの増となっております。

予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費につきましては第2表で、第3条の債務負担行為の補正につきましては第3表で、第4条の市債の補正につきましては第4表で、それぞれご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

（以下 予算書説明）

次に、議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）の説明をさせていただきますので、補正予算書をお願いします。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,720万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ196億5,460万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと29.2パーセントの増となっております。

予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正につきましては第2表で、それぞれご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、議案第5号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第14号)及び議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第15号)について、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長(進藤優子)** 次に、議案第6号から第8号までについて説明を求めます。山田市民福祉部長

**○市民福祉部長(山田政信)** それでは、私からは議案第6号から第8号の市民福祉部にかかわる3件の特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

はじめに、議案第6号令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

恐れ入りますが、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。本補正予算は、前年度繰越金、国・県支出金及び決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ915万2,000円を減額し、補正後の予算総額を41億5,796万1,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.8パーセントの増となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第6号令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第7号令和2年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

恐れ入りますが、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見算りによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,672万2,000円を追加し、補正後の予算総額を53億9,362万円に、

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万5,000円を追加し、補正後の予算総額を614万7,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと、保険事業勘定で5.8パーセントの増、介護サービス勘定で13.8パーセントの増となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第7号令和2年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第8号令和2年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

恐れ入りますが、後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ938万8,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,844万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと1.7パーセントの増となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第8号令和2年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明を終わらせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますが、3件の特別会計補正予算につきまして、ご可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○委員長(進藤優子)** 次に、議案第9号について説明を求めます。八端企業局長

**○企業局長(八端隆公)** お疲れさまです。私からは、議案第9号令和2年度男鹿市下水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、企業債の借り換えに伴う経費などの見直しを図ったものであります。  
条文の第1条は総則であります。

第2条は、収益支出の補正であります。

第1款事業費用第1項営業費用は、既決予定額に繰上償還手数料3万1,000円を追加し、第2項営業外費用は消費税及び地方消費税を73万6,000円減額するものであります。この結果、第1款営業費用は、既決予定額から70万5,000円減額し、予定額を8億1,249万7,000円とするもので、当年度の純利益を6,779万2,000円と見込むものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

次のページをお願いいたします。

まず収入であります。第1款資本的収入第1項企業債は、既決予定額に借り換え及び流域下水道負担金に対応する企業債2億8,480万円を、第2項補助金は、既決予定額に他会計補助金4,800万円を追加するもので、この結果、第1款資本的収入の補正後の予定額を7億2,620万1,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出第1項建設改良費は、既決予定額に流域下水道事業建設負担金790万1,000円を、第2項企業債償還金は、既決予定額借り換えに伴う企業債償還分2億7,695万円を追加するものであります。この結果、第1款資本的支出の補正後の予定額を10億5,455万8,000円とするもので、これにより、資本的収支で不足する額は3億2,835万7,000円となります。前ページに記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などを改め、補てんするものであります。

2ページに戻っていただき、第4条は企業債の補正であります。起債の限度額であります。補正後の一番下に記載しております借り換えに伴う公債費負担軽減事業債2億7,690万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

次のページをお願いいたします。

第5条他会計からの補助金及び第6条利益剰余金の処分については、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第9号令和2年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（進藤優子） 以上で、令和2年度補正予算の説明は終了いたしました。

令和3年度予算の説明及び質疑については、午後から行います。

午後1時まで休憩いたします。

**午前11時49分 休 憩**

---

**午後 1時00分 再 開**

○委員長（進藤優子） これより予算特別委員会を再開いたします。

次に、令和3年度予算について補足説明を求めます。

はじめに、議案第16号及び第28号について説明を求めます。佐藤総務企画部長

○総務企画部長（佐藤透） それでは、私から議案第16号令和3年度男鹿市一般会計予算及び議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案第16号令和3年度男鹿市一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億円と定めるものであります。

この予算規模は、令和2年度当初予算と比較して4億9,000万円、3.2パーセントの増であります。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、予算概況説明書によりご説明いたします。第2条の債務負担行為は第2表で、第3条の市債は第3表で、それぞれご説明いたします。第4条の一時借入金は、支払資金に不足が生じた場合、その借入れ限度額を22億円と定めるものであります。第5条の歳出予算の流用は、次のページをお願いします。各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用についてご議決をいただきたいという内容であります。

次に、第1表の歳入歳出予算であります。これにつきましては、お手元に配付し

てございます令和3年度男鹿市一般会計歳入歳出予算概況説明書によりご説明いたしますので、概況説明書の3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

次に、議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)の説明をいたしますので、補正予算書をお願いします。

補正予算書の1ページをお願いします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,830万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,830万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.8パーセントの増となっております。予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、議案第16号令和3年度男鹿市一般会計予算及び議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)について、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(進藤優子) 次に、議案第17号から第20号までについて説明を求めます。

山田市民福祉部長

○市民福祉部長(山田政信) それでは、私からは議案第17号から第20号の市民福祉部にかかわる4件の特別会計当初予算について説明を申し上げます。

はじめに、議案第17号令和3年度男鹿市国民健康保険特別会計予算についてであります。

恐れいりますが、国民健康保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、国保財政の健全化を図りながら保険給付と保険事業を推進するための費用を措置したものであります。課税所得が未確定であることから、不足分を保険税に求めたもので、今後、さらに精査の上、例年どおり6月定例会に補正予算を提出することとしております。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,704万4,0

00円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと2.1パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条の債務負担行為は第2表でご説明申し上げます。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものであります。

第4条は、人件費及び保険給付の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第18号令和3年度男鹿市診療所特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、診療所特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、地域医療確保のため、歳入では診療収入等を、歳出では医師の出張診療委託料及び医薬材料費等の費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,120万2,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと3.6パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明を申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものであります。

第3条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、診療所特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第19号令和3年度男鹿市介護保険特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、介護保険制度における安定した保険給付と介護予防のための地域支援事業を進めるため、歳入では介護保険料及び国等からの財源負担を、歳出では保険給付、地域支援事業費等を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,606万2,000円と定め、介護サービス事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ624万7,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと、保険事業勘定では1.7パーセントの増、介護サービス事業勘定では15.6パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円と定めるものであります。

第3条第1号は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

第2号は、保険給付の各項の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第20号令和3年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料の徴収等の事務を行うための費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億323万円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと2.9パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

以上4件の特別会計当初予算につきまして説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○委員長（進藤優子）** 次に、議案第21号について説明を求めます。田村男鹿みなど市民病院事務局長

**○病院事務局長（田村力）** それでは、議案第21号令和3年度男鹿みなど市民病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

病院の予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、病床数を145床、年間患者数は、入院で令和2年度の既決予算と比較して587人増の4万2,229人、外来で2,572人増の7万1,764人を見込むもので、これにより一日平均患者数は、入院で1.6人増の115.7人、病床利用率にしますと79.8パーセント、外来では11.8人増の296.5人を見込むものであります。

主な建設改良事業費といたしましては、空調設備改修工事で7,040万円、自家発電設備改修工事で1,100万円、医療機械器具及び備品購入で2,200万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は、26億2,334万3,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項医業収益は、主に入院及び外来収益で22億9,851万4,000円、第2項医業外収益は、主に一般会計からの負担金・補助金で3億2,482万9,000円であります。

次に、支出でありますが、第1款病院事業費用は、26億2,704万1,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項医業費用は、給与費、材料費及び経費、減価償却費などで25億7,654万3,000円、第2項医業外費用は、企業債利息などで5,039万8,000円、第3項予備費は10万円を計上するものであります。

以上の結果、当年度予算で369万8,000円の純損失が見込まれるほか、6,439万4,000円の資金不足額が発生する見込みであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入でありますが、第1款資本的収入は、2億8,292万2,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項企業債は、空調設備改修工事、医療機器等の整備などに係る公営企業債で1億340万円、第2項他会計負担金は、病院建設に係る企業債の元金償還などに対する一般会計負担金で1億7,952万2,000円。

次に、支出でありますが、第1款資本的支出は、3億9,462万8,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項建設改良費は、空調設備改修工事、医療機器等の整備などで1億670万円、第2項企業債償還金は、病院建設に係る企業債などの元金償還金で2億8,720万8,000円、第3項医師等修学資金貸付金は、薬剤師1名分を見込み、72万円を措置したものであります。

第5条は、企業債について定めたものであります。

起債の目的、限度額は、空調設備改修工事で7,040万円、自家発電設備改修工事で1,100万円、医療機械器具及び備品購入で2,200万円を予定し、起債の方法、利率及び償還の方法は、条文記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、当年度の限度額を10億円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合で、収益的支出の第1項医業費用と第2項医業外費用の交換の流用について定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたもので、職員給与費14億9,523万2,000円、交際費150万円とするものであります。

第9条は、他会計からの補助金について定めたもので、一般会計から受ける補助金の額を5,897万5,000円とするものであります。

第10条は、たな卸資産購入限度額について定めたもので、当年度の限度額を4億円とするものであります。

以上で、議案第21号令和3年度男鹿みなど市民病院事業会計予算の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（進藤優子）** 次に、議案第22号から第26号までについて説明を求めます。  
八端企業局長

**○企業局長（八端隆公）** それでは、私から、企業局にかかわる議案第22号から議案第26号までの各事業会計予算について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、企業局予算書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第22号令和3年度男鹿市上水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

給水戸数は1万1,812戸、年間総給水量は290万6,013立方メートル、一日平均給水量は7,962立方メートル、主要な建設改良事業として上水道施設増補改良事業1億5,400万円とするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款事業収益は、令和2年度既決予定額対比で3.6パーセント増の6億2,730万4,000円とするもので、内訳といたしまして、給水収益を主とする第1項営業収益は5億6,859万円、第2項営業外収益は、一般会計からの負担金及び長期前受金戻し入れなどで5,871万4,000円であります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和2年度既決予定額対比で0.02パーセント増の6億3,648万7,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、職員

給与費、浄水費、排水費、減価償却費など5億8,298万7,000円、第2項営業外費用は、企業債利息、消費税の納付額などで5,350万円であります。

この結果、当年度の純損失は2,790万8,000円と見込むものであります。次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款資本的収入は、1億3,382万5,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項企業債は、上水道施設増補改良事業債8,170万円、第2項補助金は、秋田県生活基盤施設耐震化等補助金4,020万円、第3項負担金は、一般会計からの負担金などで1,192万5,000円であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、4億3,150万円とするもので、内訳といたしまして、第1項建設改良費は、老朽管更新事業、車両購入費などで2億6,753万円、第2項企業債償還金は、企業債の償還元金で1億5,897万円であります。

この結果、資本的収支の不足額は2億9,767万5,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、債務負担行為についてであります。

債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は記載のとおりであります。次のページをお願いいたします。

第6条は、企業債について定めるものであります。

起債の目的は上水道施設増補改良事業で、限度額を8,170万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次のページをお願いします。第10条、たな卸資産購入限度額については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第22号令和3年度男鹿市上水道事業会計予算について説明を終わらせていただきます。

27ページをお願いいたします。

議案第23号令和3年度男鹿市ガス事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

供給戸数は9,077戸、年間総供給量は247万2,907立方メートル、一日平均供給量は6,775立方メートル。主要な建設改良事業として、耐震化事業4,260万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款ガス事業収益は、5億78万4,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項製品売上は4億1,659万3,000円、第2項営業雑益は、ガス装置工事収益、ガス器具販売収益、警報器リース料及び製造業務受託料などで6,557万7,000円、第3項営業外収益は、ガス器具修理代、長期前受金戻し入れなどで1,861万4,000円であります。

第2款は、加茂地区ガス事業収益、182万1,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項ガス売上げは146万5,000円、第2項その他収益は、ガス装置工事収益及び警報器リース料などで25万5,000円、第3項営業外収益は、内管修理などで10万1,000円であります。

収入の合計は、5億260万5,000円で、令和2年度既決予定額対比では5.6パーセントの減となっております。

次に、支出であります。

第1款ガス事業費用は、5億2,292万円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、ガスの原料費、職員給与費、修繕費などで4億7,086万2,000円、第2項その他営業費用は、受注工事原価、ガス器具販売原価などで4,411万5,000円、第3項営業外費用は、企業債利息、消費税の納付額など794万3,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業費用では、252万6,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、ガスの原料費、減価償却費などで210万4,000円、第2項その他営業費用は、ガス装置工事原価などで39万1,000円、第3項営業外費用は、消費税及び地方消費税などで3万1,000円あります。

支出の合計は、5億2,544万6,000円で、令和2年度既決予定額対比では5.5パーセントの減となっております。

この結果、当年度の純損失は4,951万1,000円と見込むものであります。次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款ガス事業資本的収入は、4,350万円とするもので、内訳といたしまして、第1項企業債は、耐震化事業債4,200万円、第2項負担金は、他工事関連事業に伴うガス管布設替工事の負担金150万円であります。

次に、支出であります。

第1款ガス事業資本的支出は、1億2,641万3,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項建設改良費は、耐震化事業などで1億642万1,000円、第2項企業債償還金は、企業債の償還元金で1,499万2,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業資本的支出、第1項建設改良費は、供給管工事で14万5,000円であります。

支出の合計は、1億2,655万8,000円とするものであります。

この結果、資本的収支の不足額は8,305万8,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、企業債について定めるものであります。

企業債の目的は耐震化事業で、限度額を4,200万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条、予定支出の各項の経費の金額流用、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、たな卸資産購入限度額については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第23号令和3年度男鹿市ガス事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

55ページをお願いいたします。

議案第24号令和3年度男鹿市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

排水戸数は5,904戸、年間総処理水量は138万1,159立方メートル、一日平均処理水量は3,784立方メートルとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

条文のなお書きは、支払利息の財源に充てるため、企業債2,000万円を借り入れするものであります。

収入の第1款事業収益は、令和2年度既決予定額対比で9.3パーセント減の7億9,507万5,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業収益は、下水道使用料などで3億2,415万3,000円、第2項営業外収益は、一般会計からの補助金などで4億7,092万2,000円であります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和2年度既決予定額対比で1.5パーセント減の8億126万3,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、職員給与費、管渠費、ポンプ場費など6億5,829万1,000円、第2項営業外費用は、企業債利息、消費税の納付額などで1億4,297万2,000円であります。

この結果、当年度の純利益は106万8,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款資本的収入は、5億1,144万3,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項企業債は、資本費平準化債などで2億4,550万円、第2項補助金は、一般会計から補助金などで2億5,812万7,000円、第3項負担金等は、受益者負担金及び分担金781万6,000円であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、7億8,475万1,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項建設改良費は、公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務委託料などで3,651万3,000円、第2項企業債償還金は、企業債償還元金で7億4,323万8,000円あります。

この結果、資本的収支の不足する額は2億7,330万8,000円となりますが、

上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするほか、一時借入金4,000万円を措置するものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為について定めるものであります。

債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、記載のとおりであります。

第6条は、企業債について定めるものであります。

企業債の目的及び限度額であります。流域下水道事業1,550万円、資本費平準化債元金分が2億3,000万円、資本費平準化債利子分が2,000万円とするもので、起債の方法は証書借入、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を4億円と定めるものであります。

第8条、予定支出の各項の経費の金額流用、第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条、他会計からの補助金、第11条、利益剰余金の処分については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第24号令和3年度男鹿市下水道事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

83ページをお願いいたします。

議案第25号令和3年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

排水戸数は392戸、年間総処理水量は8万1,902立方メートル、一日平均処理水量は224立方メートルとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款事業収益は、令和2年度既決予定額対比で1.3パーセント増の1億975万7,000円とするものであります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和2年度既決予定額対比で1.8パーセント減の8,271万4,000円とするものであります。

この結果、当年度の純利益は2,704万3,000円と見込むものであります。  
次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的支出の予定額を定めるものであります。

第1款資本的支出は4,298万円とするものであります。

この結果、資本的収支の不足額は4,298万円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

第6条、予定支出の各項の経費の金額流用、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次のページの第8条、他会計からの補助金、第9条、利益剰余金の処分については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第25号令和3年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

107ページをお願いいたします。

議案第26号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

排水戸数は292戸、年間総処理水量は6万2,254立方メートル、一日平均処理水量は171立方メートルとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款事業収益は、令和2年度既決予定額対比で3.5パーセント減の9,731万4,000円とするものであります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和2年度既決予定額対比で1.7パーセント増の9,135万2,000円とするものであります。

この結果、当年度の純利益は596万2,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的支出の予定額を定めるものであります。

第1款資本的支出は、2,863万6,000円とするものであります。

この結果、資本的収支の不足する額2,863万6,000円となりますが、上段の記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

第6条、予定支出の各項の経費の金額流用、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次のページの第8条、他会計の補助金、第9条、利益剰余金の処分については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第26号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について説明を終わらせていただきますが、5事業会計予算についてご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（進藤優子）** 以上で、令和2年度補正予算及び令和3年度予算の補足説明は終了いたしました。

このあとの質疑については、はじめに、令和2年度補正予算について質疑を行い、質疑が終了した後、令和3年度予算の質疑を行います。

これより令和2年度補正予算についての質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。16番安田健次郎委員の発言を許します。16番安田委員

**○16番（安田健次郎委員）** 先般、一般質問で盛んにというか議論になっていたんですけれども、ちょっと飲み込めなくてあれだけでも、議案でいきますと第7号の男鹿市介護保険特別会計に盛り込まれております富永会だと思っただけで、この2億6,410万円というこの中身ね、ところどころわかるんだけど、どういうお金なのかということなんです。何か県の監査の指摘で不正があってということで、ちょっと私、第三者的に見て、聞いているとき、なかなかどっちが、富永会が悪いのか市のやり方が悪いのか県の監査がどうなのかよくわからないんですけども、とりあえずこの金額の中身について知らせてほしいなということが第1点です。

ついでに、このお金は歳入に繰り入れられるんだけど、ほかの所管というか、県に戻すとか、何かそういう仕組みがあるのかどうかね、ちょっとこの問題についてきちっと私も掌握したいんで、中身を丁寧に知らせていただければありがたいというのが今日の質問の趣旨です。

それからもう一つは、介護保険の関係で保険料の引き下げ対策ということになるわ

けだけれども、今の2億円も、これこのままいくと何となくまたまた何か繰り入れて貯め込みっていうか、そういう予算の取り方なようなんだけど、そうするとまたまた積み立てがふえるんだけど、そういう点ではこの引き下げ対策に使われないのかなという思いで質問するんだけど。

介護保険、保険あって介護なしというような、やや冷ややかな言い方するんだけど、実際には大変なんだけど、何とかしてこの引き下げ対策をもっと強烈にやるべきじゃないかということで質問したいと思うんです。さまざまやっています。相当細くやっているところはやっているんだけど、現実として引き下がらないですね。だから、何かこの介護保険の負担金を少なくするということになる、治療費というか施設費というか含めて、これの引き下げ対策って抜本的な考え方ってできないのかどうかっていうことを、ちょっと一緒に研究してみたいなと思って質問しています。これの取り組み方についてお聞かせ願えればありがたいなと思います。

国保の会計ともつながりあるわけだけでも、健康健診、去年はやってないんだけど、ちょっと予算見たら相当健診ってお金かかるのかと思ったら1,000万円前後なようなので、これ去年やれなかったわけだけでも、本当に健康行政、健康一番ということで取り組むとしたら、金額的な捉え方いろいろあると思うんだけど、1,000万円前後でやれるんだったらもっと力を入れて2,000万円をかけても、この健康診断って、健診というのを強める必要があるんじゃないかなと思うんですよ。一回、参加者が足らなかったから取り組みが不足していくとか、そういうのじゃなくて、ちょっとやっぱり抜本的にこの金額的な要因からいくと、もう少しお金をかけてやっても、この健康健診というのは高める必要があるんでない、それがやっぱりこの介護保険の保険料にも影響してくるんじゃないかなと。これは国保の問題にもなるわけだけでも、その点についてお聞かせ願えればなと思います。

もう一つは、ここの男鹿市の場合は、いつ聞いても何事もなく順調にいつていう職場の問題です。御存じのように介護保険にかかわる、施設にかかわる職員の待遇というのは、全国的にはやっぱり全国労働者賃金の7割に満たないということで、待遇改善を何回か、一昨年あたりからも介護施設者と従事者に補てんするということで国からも取り組みあったわけだけでも、しかし、どうも実態に合わない支給されて、満額職員のところへ行かない。そしてまた、引き続き今のコロナの関係からいつ

ても、大変な状態でありながら依然として、いくらかは補助されているんだけど、待遇改善されていないと。そういう実態からすると、この介護のサービスの問題にかかわるんで、これらの実態調査というの果たしてね、実際この行政指導なりそういう点ではどの程度までやっているのかお聞かせ願えればなというふうに思います。

それからもう一つは、後期高齢者の件について伺っておきたいとします。

これは後期高齢、予算書を見ても、国保とか介護とかにかかわる総予算の税とか手数料の負担割合というのが、後期高齢者、結構高いんですよ、比率。6割ぐらいでしょう。3億円かそこらに対して2億何ぼの負担金なんですよ。あとは一般会計が1億ちょっとぐらいかな。だからね、介護保険とかっていうのは国の補助が結構あるわけだし、健康保険も25パーセントあるわけだけれども、どうもこの高齢者いじめじゃないかなという、私流にねそういう会計体系なんですよ。しかもね、これ一般財源からも出しているからありがたいわけだけれども、質問したいのは将来2割、将来というか国の方向でいくと来年の後半には決定すると、今年度中に決定するわけだけれども、国会にかかるわけだけれども、医療費が2割にされると。今、私方は1割だけれども、これの引き上げを阻止するべきだという声が全国保健医療団体とか、それからいろんな団体から、自治体への要請とか、社会保障協議会の人方、取り組んでいるわけだけれども、何とかこの2割引き上げを阻止するための運動が今求められていると思います。一つは、聞きたいのは、県の後期高齢者医療広域連合、多分市長がこの議員になっているはずなんだけれども、そこでの取り扱いなんだけれども、何か陳情書が出てもね、ほとんど否決なような感じなので、2割にしないでほしいという要請があった場合ね、これらの対応と、もう一つは、市長に期待したいのは、そこに行った際に、どうも男鹿市の場合の高齢者構造なんか見ると、やっぱりあんまり引き上げっていうのは好ましくないと思うんだよ。それらに対する対応方をひとつお願いしたいと思うんです。

まずとりあえず、その後期高齢の2割に引き上げないための手段と県広域連合の議会に対する対応方を求めたいとします。

**○委員長（進藤優子）** 原田健康子育て課長

**○健康子育て課長（原田徹）** 私からは検診の件についてご答弁をさせていただきます。

検診に関しましては、委託先におきまして検診の料金というのは、ほぼ確定してご

ございます。内容につきまして、例えばオプションというふうな形で、いろいろ何ていうんですかね、例えば胃カメラとかいろいろな検査項目をふやすというふうな形はできるとは思っております。議員がおっしゃりますとおりに費用をかければというふうな話にはなりますけれども、近隣市町村の状況などを見ながら今後研究してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

○委員長（進藤優子） 鎌田介護サービス課長

○介護サービス課長（鎌田栄） 私からは、介護保険にかかわる部分についてお答えいたします。

はじめに、返還金の内訳ですけれども、今般の県の監査において発覚しました不正受給ということでの返還金になります。

事業者であります富永会は、三つの事業を運営しております。その三つの事業の合計額の返還金として1億7,562万4,616円、これに4割相当の加算金がプラスされておりまして、この加算金の額が7,024万9,846円、合計で2億4,587万4,462円となります。当初予算で1,000円の存置科目として予算を置いておりますので、その1,000円を差し引いたものとして今回この議案の方に、予算の方に上がっている金額となります。

そして二つ目の介護保険料の引き下げなんですけれども、議員ご承知のとおり介護保険制度では、介護サービスに提供する費用ですね、これを公費と被保険者それぞれ半分ずつ負担することになっております。そして、さらにその被保険者のうちの第1号、第2号とありまして、第1号保険者というのが65歳以上になりますけれども、この方々の負担が全体の23パーセントということになります。このとおり介護費用でかかる負担は決められておりますので、市単独でこの分をどうこう、負担を下げるということは非常に厳しいのかなということを考えております。ただ、介護保険でかかる費用のやっぱり1人当たりの多くかかるのが施設に入っている方々の費用というのは、やっぱりかなりウェイトを占めております。そういう意味で、やっぱり施設に入るということは、それなりに重症化、重度化している方々が利用するサービスとなりますので、介護要認定者数をできるだけ抑えていきたいんですけれども、やっぱり年齢とともに機能が衰えるなどの当然そういう症状も出ますので、そういうところが難しいところもありますけれども、要認定者となっても、できるだけ重度化にならな

いような、そういう予防対策的なものが必要なのかなと考えております。来年度におきましても予防対策として多様なサービスの部分で、サービスも一つ加えて実施する予定ですので、このあとこういう重度化の防止に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、三つ目の介護事業所の実態なんですけれども、私どもも毎年のように職場での監査であるとか、それからいろいろ職員との意見交換などを通じて実態なども確認しております。ただ、介護報酬については、国の制度でありますので、どうしても国で決めていくものをやらざるを得ないと。それで、来年度の介護報酬についても、国の社会保障審議会等で来年度0.7パーセントの改定、プラスになるということも決まっておりますので、それらの国の状況も踏まえながら市としても対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（進藤優子） 畠山生活環境課長

○生活環境課長（畠山隆之） 私の方からは、後期高齢者の医療費の2割負担への阻止ということをごさいましたけれども、この件につきましては、議員も御存じのとおり昨年の12月定例会に、本市議会含む県内25市町村に反対を求める意見書を提出していただきたいという陳情書が出されていたと思います。その結果ですけれども、25市町村中、ちょっと詳しい中身はわかりませんが、継続審査が2件でございますが、ややその意見書を出すことに反対の方の結果が多かったというふうに伺っております。

また、後期高齢者広域連合のその議会にも平成30年に同様の陳情書も提出され、そのときも拮抗しておりますが、政府方針は妥当だというような考え方に至ったようでございます。

直近のちょっとその結果については、ちょっと存じ上げませんが、ある程度そういった判断が議会で示された根拠といたしましては、若者世代の負担の軽減と、それから高齢者の方に影響をなるべく少なくすると、そういったバランスが図られた形でのそういった決着かなと思いますので、おおむねその2割負担はやむを得ない、妥当だというような判断が示されたものだと思います。

以上でございます。

○委員長（進藤優子） 鎌田介護サービス課長

○介護サービス課長（鎌田栄） すいません、答弁漏れがありました。

返還金、男鹿市に入ってきたあとのそのあとの処理なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、費用に対してそれぞれ公費、被保険者の負担割合になっておりますので、入ってきたこの2億4,000万円余りのお金については、来年度の6月にまた国の方に実績報告という形で上げることになります。その実績報告したあとにそれぞれの負担割合、今、施設利用であれば国20パーセント、県17.5パーセント、市12.5パーセント、1号被保険者が先ほど言った23パーセント、2号被保険者が27パーセントと、そういう形の負担割合になりますので、当然その分は戻すということになりますのでよろしくお願いします。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。16番安田委員

○16番（安田健次郎委員） この富永会のやつ、私、全くよくわからないというか、どっちが正しいのか、どっちがどうなのかってまだわからないけども、このお金2億何ぼってというのは、これあと今まで市で出していたお金が不正に利用されたから返還してもらおうということで、まるっきり市の財源になるわけね。県に返すとか、国に返すとか、そういう部分はないわけね。まるっきり介護保険さ繰り入れて、何収入っていうんだ、そういう形になるのか、もう少しお知らせ願いたいと思います。要は、あとまあ今まで、それこそ市の公金を使ってきたから、それが不正であったから戻してもらった。あとは介護保険で独自に使うにいいってということなのかどうなのか、全く素人質問でわからないわけで申しわけないけどもお願いします。

ご答弁いただいたんですけども、検診の料金の問題、私わざわざ800万か1,000万だって言ったんですけども、やっぱり健康第一だっていう掲げてやるんだったらさ、もう少しやっぱり力を入れてやるべきだというのが再質問の趣旨だけれども、そんなに多くかからないから、どうも検診率が悪いという状況をそのままにしてるんじゃないかなというきらいがあるんです。悪かったら悪かったなりに、1億も2億もかかるんだったらこれ大変なんだけれども、もうちょっとやっぱり電話対応するとか、もう少しこまめにやるとか、場所とか何かの関係で再考するべきじゃないかと私は思うんです。そうでないと、どんどんやっぱり、掛け声はいいんだけど医療費が増大していくと、これの繰り返しです。ずっと統計取ってみるとね。そこの改善をもう

一回、今の答え方だけじゃなくて、もう少し再考する余地があるんじゃないかと思って聞きます。

それから、すぐに近隣という言葉を使うんだけど、私もよく使うんですよ。今の答弁も近隣に比較してみてもという答えだけども、これ他市に比較したらね、例えば、この間も言ったんだけど、一番わかりやすい事例が、この間、魁新聞に出て、潟上市の予算、にかほ市の予算、男鹿市の予算って統計が出てる。規模は男鹿市の方が自主財源32億円とか、潟上市とかにかほ市なんて20億円台ですよ、自主財源。それでも他市に引けを取らない施策を展開しているわけでしょう。だから私逆に言えば、いつも他市に比較してって言うんだけど、今の答弁も他市の例を見ながらって、健康健診、他市の例を見なくてもいいからさ、男鹿の場合、やっぱり市長が掛け声上げて、第一義的に掛け声上げてる施策でしょう。それに対する対応が、私、弱いんじゃないかなと思うんです。皆さんが、いや、全県一だというんだったらそれでいいよ。数字では表れているんだからね、私の言うのがわかっていただけだと思うんだけど。そういう観点で捉えないと、本当に健康行政がね、市長がオール男鹿で健康行政に取り組むといっても、何か空々しく聞こえるんで、他市の例もあるでしょうが、悪い例もあるかもしれない。でも、いい例もあるかもしれない。そういう考え方にしてもう一回再考お願いしたいなと思います。

もう一つ、後期高齢の考え方なんだけど、確かに課長が言われたとおりなんです。私はやっぱり財源の比率のあれ言ったんだけどね、若者の負担を軽くするという答弁ですよ。それ、後世さ我々だって、子孫というか若い人方に負担を押しつけないで制度改正を私方は議論してるんですよ。国は国なりでそういうことで議論してるでしょう。法律を決めてきますよ。市だってそうなんだよ。後世に負債を残したくない。そして健全な地域を残していきたい。そういうことを市長も自ら言ってるわけだけども、そのための議論なんですよ。ですから、子ども方にねその負担も強いられるので、後期高齢はお年寄りから負担してもらおうという考え方につながるんで、それはちょっと酷じゃないかなと。この後期高齢者の医療費、6割、お年寄りが直に負担しているんです。健康保険は25パーセント、介護保険は何ぼだ、30ぐらいでしょう。計算しなきゃわからないけども。だから、その後期高齢の医療費を支える財源の比率そのものが75歳以上の方の負担割合が高いんですよ。会計上、制度上。そ

ういう観点からいっても、掛け金は比率高いのに医療費をまた2割に上げるっていうのは、ちょっとお年寄りに対する考え方が、ちょっと気になるんですよ。確かに若い人さ、これ当然のことで、私方そのために、戦争の問題も含めて後世にそういうまづいことを残さないがために議論しているわけだからさ、そういう答えっていうのはちょっと私は気にかかったんで、もしできたら若い世代にも、いい制度を残す意味でも再考をお願いしたいなというふうに思います。

もうちょっと介護保険の問題、この制度の悪いのは、やっぱりね所得がなくても年金から引かれるっていう制度です。それぞれいろんな制度、今、福祉関係三つ言ったんだけど、みんなそれぞれがんがあったりして、介護保険のがんというのは、ある意味で悪いがんで言えば所得がなくても取られる。そして今、男鹿市の場合は、それに対する減免もない。それぞれ欠陥があるんですよ。こういう欠陥というのは、やっぱり私は直していった方が将来につながるんじゃないかなと思うんだけど。2年後、3年後、将来も見据えて、そういういい方向での改善策はすべきじゃないでしょうか、再考を求めます。

○委員長（進藤優子） 鎌田介護サービス課長

○介護サービス課長（鎌田栄） それでは、介護保険に係る部分についてお答えいたします。

今回返還されるお金につきましては、既に施設の方に支払われているお金であります。今回の行政処分の対象になりました医師の配置基準であれば、その介護報酬の3割分を減算という形でもらえないものをもらったということになります。その分のもらえない分の3割分を戻してもらおうということになります。その金額が先ほど話した1億7,000万相当の金額となります。

それで、この返還されたものにつきましては、先ほどちょっとお話しましたけれども、国・県・市、それから第2号被保険者といいます支払基金等々、そういうところに戻すということになります。

以上です。

○委員長（進藤優子） 畠山生活環境課長

○生活環境課長（畠山隆之） 後期高齢の2割負担の考え方ということで、市としてもより良い制度ということでございますが、こちらが議論になったときには、それこそ

医療保険、ある世論調査では、医療保険のサービスの持続のためには、保険料の増、それから自己負担の増もやむを得ないと、そういったご意見が大体7割ぐらい。それに対して、一定の所得の高齢者に負担を求めることについては、賛否がほぼ拮抗して意見が分かれているところでした。市独自の考えということでございますけれども、こちらの方、国の方でやむを得ないといったところで定められた制度でございますので、市としてもその考えのもと、進めさせていただければなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（進藤優子） 原田健康子育て課長

○健康子育て課長（原田徹） 私から検診の件についてですけれども、議員がおっしゃいますとおり検診については、毎年低い比率で推移しておりますので、こちらについては検診率向上というふうな形で、こちらの方でもいろいろ検討はしているところです。

集団健診、今年度におきましては、どうしてもコロナウイルスということで集団健診の方を中止というふうな状況になりまして、来年度におきましても委託先の方から上限数をセーブしてほしいというふうな形で、事前申し込みというふうな形で来年度、受けるような形をとっております。

特定健診におきましては、医療機関の健診において腹位測定などを行えば特定健診として見なすというふうな形の制度もございますので、いろいろな形でこちらの方から周知の方を含めまして市民、医療機関の方にも話をして検診率の向上に努めてまいりたいと思います。

ただ、検診率の向上だけではなくて、健康については健診もそのとおりですけども、ふだんから体を動かすとか、食事に対する指導なり、いろいろな形で健康については考えてまいりたいと思います。

先ほどすいません、私の方から近隣の状況というふうなお話をさせていただきましたが、あくまでも比較というわけではなくて、近隣の状況でどういうところが良いところであって、なおかつその例えばいろんな項目をやっている中でどういう状態なのかというのを確認しながら、当市の方でも取り入れられるものは検討してまいりたいというふうな話でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（進藤優子） さらに質疑ありませんか。16番安田委員

（「31億円の市税あるのに、行政サービスが確かに比較の中で異なる部分は、きちっとやっぱり、いつも安健さんから言われでも何も肝心などこ答えてねど思うけど。」という者あり）

○16番（安田健次郎委員） 私の代わりに質問されていますけど、ありがたいです。

私、あんまり詰めるっていうねその意味じゃなくて、やっぱり今議論した上で、将来そういう方向にもっていければ、私方が質問する意味があるんです。ただ単にあそこがおかしい、ここがおかしいって、そういう質問してるんじゃないんで、このぐらいいしゃべったらわかってもらえるとは思いますが、そういうことです。

もう一つね、富永会のやつね、もう少し私も研究しなけりゃならないなど。2人の質問、やり取りだけではね、ちょっとわからなかった。今、お金の流れはわかったんだけど、その処理の仕方については、もう少し研究したいと思いますけども、とりあえず所見だけ述べて終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（進藤優子） 16番安田健次郎委員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに、令和2年度予算について質疑ありませんか。10番佐藤誠委員

○10番（佐藤誠委員） すみません、今、安田委員からもありましたけども、富永会の件についてももう少し、大分わかってきたんですけど、もう少し掘り下げてみたいと、掘り下げれるものなのかどうなのか。

私が一番今回、市もすごく努力してやってきたということはずっと思って言ってますが、最後に非常に引っかかっているところがやっぱりありまして、この手続きがきちんに行われてきたのかなということを感じております。確かに富永会は、あまりうまく経営してこなかったんだらうと。そして、それに対して県も何回言ってもなかなか直らないなというところがあったかもしれません。しかし、手続きとしてこういうやり方で良かったのかなっていうところが、どこまでも最後残ってきて、行政のやり方としてはきちっとやっていかないといけないんじゃないかなということで、そこが引っかからないのかなということはずっと感じております。

具体的にどういうことかといいますと、私、一般質問のときもちょっと言ったんで

すけど、公的に社会福祉法人富永会が、なぜ医療法人に譲渡されることが許されるのか、これあたりが一番のポイントになってくるかなと。やはりこの私らが調べた法律っていうのは、本当に行き当たりばったりで調べているので、はっきりわからないんですけど肝心の、一般的にネットで調べるしかないんですけど、社会福祉法人を解散するという事はどういうことなのか、どういうところが引き受けられるのかというの、やはり法律で決まってるんで、それに基づきまして富永会の今の定款にも、この定款は富永会をつくる時にこういう定款にしますよということで国からもちゃんと許可を受けている定款なんですけど、その定款にも解散するときは三つあるんです。社会福祉法人、公的なお金でつくったその施設は、同じ社会福祉法人が一つ、もう一つは学校法人が一つ、もう一つは公益財団法人、この三つの中のどれかって書いてるんです。富永会が解散するときはということで定款がそうなっているはずなんです。となった場合に、今回の医療法人というところには何も無い。先ほど申し上げました三つは、やっぱりみな公的なものです。学校法人にしろ、公益財団法人というのは秋田県に31ぐらいあるんです。やはり全然、非常に公的な組織なんです。それが普通かなと、法律的にもそうなるんじゃないかなと思って、今回なぜこれが、もちろんコンサルタントも入ってるし、弁護士さんも入ってるかもしれませんが、県も入ってて、こういうのがちゃんとこれ、こういうのが通るものなのか、よくそこがわからないなということだと思います。

それから、やはり3月31日までは富永会としてまだ生きています。そうすると、富永会のいろんな手続きにおきましては、この定款に基づいてなされていかなきゃいけない、運営されていかなきゃいけないと思うんです。それが普通だと思うんですけど、やはりその中でいろいろ今まで、不祥事いろいろあったかもしれません。けども、例えば人事に介入したり、施設長辞めれとかそういう形で介入するのは、これはやっぱりうまくないんじゃないかなと。その方は理事ですけど、理事を解任するとか採用するとかというときは評議員会が開かれなきゃいけない。評議員会が開かれなくてそういうことはできない。そのときに、なぜ役所の方で行って、おめ辞めれとかっていうことができるかどうかっていうことは、これはおかしい話であって、私が思うには、もう沈没する船は最後まで残らなきゃいけないのは船長と機関長だと思うんですよ。やっぱり施設長あたりは機関長の立場ですよ。最後まで面倒見てやって

くれと、引き継ぐところまで。そうなるのに何で機関長が先に船を降りねばいげねがったのかなというあたりが非常に疑問で、そこに定款にもないような形で市が介入してしまったのかなと、それはなぜなのか、それも国も許し、県も許し、すべて進んでいくのかなと、こういうのってあり得るのかなというところが私は疑問なんです。それでもオッケーなんだと、いいんだ、国も認めてるんだというような形で法律みたいなのが私知らないところであるかもしれません。あるかもしれませんが、その辺が納得できる内容がしっかりとほしいわけです。もちろん今回この返還金とか、これは当然そうだと思います。

それとついでに言いますけど、やはり今回、正和会さんに移るということで、職員が面接しました。大体約30名ぐらいたった人の3分の1は、やはり辞めますと、正和会に移りませんという形になったと聞きます。となると、入所者もやはり減らさないといけないというか、面倒を見るのがなかなかできないんじゃないかなと、そういうことを思ったときに、やはり正和会さんも困ると思うんですけど、体制あるかもしれませんけども、現実こういうやり方で良かったのか、本当はもしかしたらば、もしかしたらばですよ、お医者さんもすぐ修正したわけですし、もっと改善して改善して面倒見て、何とか直して、トップがダメだったら頭変えても、そうやってやっていくべきだったんじゃないかなと、その方が利用者たちにも良かったのかなという気もするんですけど、そこまで指導できなかったのかなという、そしてまた男鹿市からそういう施設がなくなってしまう、男鹿市から移ってしまうというような形になるのが非常に残念で私は思っております。この件についてちょっと伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○委員長（進藤優子）** 鎌田介護サービス課長

**○介護サービス課長（鎌田栄）** それでは、ご質問にお答えいたします。

私からは、事業譲渡と、それから定款上で定める残余財産の処分について、切り離してお話いたします。

事業譲渡なんですけれども、社会福祉法人という性格上、やっぱりやれる、経営できる事業が限られております。その事業も第1種、第2種、それから公益事業と、これがもうやれる、経営できる事業となっております。

そして事業譲渡におきましては、事業が継続可能でない場合の事業譲渡は実施でき

ないということになっています。今般の老健ですけれども、この社会福祉法人でできる事業の中の公益事業ということで定められております。公益事業であれば医療法人でも事業が継続してできるということになりますので、今回はそういう形で今、事業譲渡に向けた話し合いを進めているということになります。

それから定款で定めている残余財産の処分ですけれども、確かに定款で定めているもの以外については処分はできないことになりますので、このあと富永会がその残余財産をどういう法人に帰属していくのかによって、もしくは、もしかすれば定款の変更、こういうこともあり得るのかなということを考えております。

以上であります。

**○委員長（進藤優子）** 山田市民福祉部長

**○市民福祉部長（山田政信）** 若干補足させていただきますけども、定款に定める処分という、帰属というものは、あくまでも解散した場合における残余財産、清算したあとに残った財産の帰属であります。したがって、残った場合は、これらのものに帰属させますよと、これがなければ国に帰属されるというのが社会福祉法人の法的な性格でございます。ただこれも、この理事会、役員会等において、金額にもよりますけども、今後引き継がれる団体に帰属させたいというのであれば、定款の変更というのもあり得るということでございます。これはあくまでも男鹿の郷、富永会が決めることで、この定款の変更に当たっては、市に対して定款の変更の手続きがなされるということになります。したがって、譲渡の場合は、解散に向けて有償で、この社会福祉法人の譲渡の場合には、適正な価格を出した上で、それを大幅に上回るようなこと、下回るようなことは禁じるという社会福祉法人法にございます。また、現役員の方々が関係する団体に対しては譲渡してはならないという、控えるというふうなことも条文にはございます。先ほど課長が説明したとおり、老人保健施設におきましては、社会福祉法人のみならず株式会社とかいろいろな法人が介入できることになっておりますので、譲渡の件に関しましては、医療法人に譲渡しても問題はないというふうな認識でございます。ただし、法的な手続き、経理的な手続きがやや複雑になりますので、そのため、コンサルタントを導入いたしまして、このコンサルのメンバーには弁護士をはじめ公認会計士、税理士、それらのプロの方々が携わっておりまして、経験のある方々が携わって、県とも協議しながら進めていることですので、法的には

問題ないと考えております。

この人事の介入でございますが、一般質問でもお答えしましたとおり、市といたしましては、これほどのやはり取り消し相当の事案に対するけじめのつけ方といたしまして、経営陣の刷新並びに事務局体制の強化というものを法人に対して促してきたものでございます。議員がおっしゃるとおり、あくまでも人事権につきましては、法人の定めるところでございますが、市といたしましては、この不祥事に対するけじめといたしましてということで促したものでありまして、当初におきましては、やはり法人の役員会等において、これは法人の問題であるということで一切受けつけないということで返事もいただいております。その後、事情を説明するに当たり、役員会でも承認されたと市では認識しているものでございます。

第3点目が職員の待遇でございますが、職員への説明会、並びに個人面談が行われた中身については、個人面談については法人とその職員個人とのやり取りでございますので市では承知してございませんが、当初辞める方は2人というふうなことで伺っております。昨日の入った情報では、10人くらいいるのではないかとということでお話伺いましたけれども、それはあくまでその法人側と職員の折衝によって条件的な面もございますので、新しい正和会さんの方からは、いろいろ話の中でも現給与は保証すると、残った休暇についても買い取りの方向で検討するとか、いろいろ他方に向けてかなり便宜を図っているような感じは受けております。

また、本来4月採用ということで新たな法人で採用されることから、6月の手当てについてはほとんど出ないというのが本来の退職してから新しい職場への異動でございますけれども、その6月の手当てについても生活面を考えて、ある程度見てくれるというふうな話も含めて個人といろいろ面談を行ったというふうに聞いておりますので、その結果につきましてはちょっと市の方でも把握してございませんが、どのようなことで条件が合わなかったのか、そこら辺については法人と職員との間のやり取りであったかと思っております。

以上です。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。10番佐藤委員

○10番（佐藤誠委員） なかなか、一つわからなかったのが、課長が言ったた公益事業というのが、そこがちょっとよく理解できないんですけど、もともと富永会がやっ

ていた事業が公益事業というそういうものだったという説明なんでしょうかね。この辺ちょっとよくわからないので、1種、2種というものはあるのは知ってましたけども、公益事業だから医療法人でもいいと、一般の会社でもいいんだというような解釈であるならばですよ、あるならばほか、であるならば何で逆に、何でここに、そこがやっぱりすごく、誰でもよければもっとやれる人いっぱいいたんじゃないかなと、それこそ最近役所の仕事をいっぱいやるJVでもできたかもしれないし、何かできたんじゃないかな、もっと何かやれる道があった、男鹿市に残す道があったんじゃないかな、なぜ正和会でなくちゃいけなかったのか、この点は答弁でもはっきりなかな、県が推薦したのですか、正和会を。ちょこっと何か答弁であやふやだったもんですから、そこもはっきりさせていただければと思います。正和会は県が推薦したのですか。県と相談してと言っていましたけども。私思うには、やはりもっと何か公にあっても、これだけ引き受けることができるのであれば、もっといろいろできた人がいたかもしれませんよ。それをなぜこの公的なものをそういうふうにして正和会だけみたいな感じでいったのかなというあたりが、しかも、何もその役員会も開かないで、議事録にも、議決も何もないまま進んで、役員は集まったかもしれませんが、何も本当に議題にはなかった中で譲渡が進んでいった、非常にこの不思議な流れというものが、やはり私は何でなんだろうかなっていうところが明らかにされないままここにきてしまったんじゃないかなと思っております。その辺について伺います。

○委員長（進藤優子） 山田市民福祉部長

○市民福祉部長（山田政信） なぜその正和会さんだったのかということでございますけども、当初から県との協議の中でも県内で、ここら辺周辺、中央地区周辺で、この立て直しをできるのは正和会さんだけだろうなという、雑談の中での話はございました。男鹿市内の事業所では、この2億数千万の債務並びに医師の確保、それと法人の立て直し、これらに対応する事業所というのは、なかなかやはり見当たらないといふようなことで、これは公式な話ではございませんでしたけれども、その中を受けまして聴聞会が開かれる、国との協議の中でも指定取り消し相当の事案であるということも受けまして、また、法人側の方から、やっていけないので事業所を探していただきたいというふうな話もありましたので、そのとき法人側の方でやるべきことでありますので、法人側の方で特定する事業所があったらという話をしましたが、ぜひ市の方で

県と協議しながら話してくださいと言われてたので、それらのことも踏まえながら正和会さんの方に市の方で打診した結果、まず検討した結果、示していただいているということでございます。

手続きなしでというふうな話でございますが、2回目の意見交換のときに、こういう事業所があらわれましたと。それで、この先の県の行政処分によってはペナルティが科せられる可能性が高いと。聴聞会が開かれるということは重い処分が想定されるということもお話しました。その中で我々が退席した後、その役員会の中で決まったことという、譲渡を進めるということを決めたということで、後日、市の方には連絡を受けております。これがですから法人としての意思ですねというのは市の方でも確認いたしましたし、後日、ヒアリングが行われまして、県も施設と市も同席の中で、施設に対してはこれが法人としての総意ですねというのを確認した上で合意契約まで今のところ進めたという経緯がございます。したがって、何の手続きもなしでというのは、ちょっとやはり誤解があるのかなと市では考えております。

譲渡につきましては、このあと、先日ちょっと評議員会、理事会が開かれたという話は聞いておりますけれども、正確な情報はまだ得ておりませんが、このあと譲渡するという議決につきましては、富永会の評議員会、理事会において決定されることだと考えております。そのあと、市への市長の認可が必要になりますので、その理事会の議事録を添えて市の方に基本財産の処分の認可を求める書類が提出され、市で審議した結果、何事もなければ許可を出すということで、それで初めて譲渡が決まることとなりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（進藤優子） さらに質疑ありませんか。10番佐藤委員

○10番（佐藤誠委員） なかなか部長がこういった答弁をするときには、なかなかその日付を言ってもらえないんですけど、それでなかなかあちこちよくわからなくなるんですけど、いいんです、これからまだ委員会もあるし、それは審議されることと思いますけれども、何ていうかな、やはり私思うには、やっぱりどこまでも、最終的にこの譲渡を決めた、富永会が決めたっていうのは、やはりあとの方で県も本当にこれ総意なのか確認してくれっていうことで、やっと初めてこの役員を集めてというような形になっていたと報告書には書いてますよね。違いますか。違うかどうかわかりませんが、流れをずっと見ていくと、そうなるかなと思っております。そうであ

るなら、途中まではやっぱり、8月6日の臨時総会では結論は出てないし、自分たちは継続のままいきたい、2回目の8月26日の臨時総会では、そこでもはっきり議題にはなっていない、総会というものをたった2回しかそこまでは開かれていない、10月の末ぐらまでの間には。本当にお盆ぐらまでは、なかなか、何も電話も来ないし、6月の監査以降、電話も来ないし、文書も来ない、そんな中でどうやってこの、いつまでの減算なのかもわからないし、富永会の方で聞いていけばよかったんでしょうけど、どう対処していいかわからないまま、お医者さんだけ何か時間が、勤めることができ、県から監査してもらって良かったなど、富永会は逆に喜んだと。県から監査してもらったから、私たち、自分たちがなかなか言えなかったけど、それは良かったなって喜んだと。だから、指摘されたことは直ってきたのに、あれってというのがやっぱり、それは無知だったかもしれませんが、そういうのがあるかと思いません。審議はまた委員会の方でいろいろやらしてもらえばいいと思うんですけど、山田部長、今の発言で、やはり最後まで正和会は県の推薦なのかというのは何も答弁されてませんでした。雑談の中で出たと。雑談の中で出たら、じゃあそれでいいんじゃないかって決まっていくもんなんですかね。私の質問に何もお答えできなかったんでしょうけど、それはまた委員会の方でやっていただければと思いますし、目的は男鹿市に施設がなくなるのがもったいないなと思うのと、やっぱり入所者、職員たちが、ちゃんと守られればいいなと思ってるので、市が一生懸命やってきたことは本当にわかるんです。わかりますが、これで良かったのかな、もっといい解決方法があったのかもしれないなということで思っていました。すいません。

○委員長（進藤優子） 菅原市長

○市長（菅原広二） 何回も本会議でも言いましたけども、繰り返しになりますけども、誰がそれ頼んだかっていうのは、いや、私だと思います。頼まれたんですから。何とか助けてくれと。あどじゅっぷがすがら何とかあど、おらがたあどじゅっぷがした、あどやめでと。それで、新しい施設やる人、経営する人を何とか探してけれって頼まれたんですよ。それ私がちゃんと頼まれてるから、俺だけ聞いてるんでね、うちのスタッフもちゃんと聞いてるどごで頼まれてるし、それで、はっきりそういうこと言って、それで、じゃあ当たってみるとそういう話ですよ。たまたま私が当たって、どうも男鹿ではできないという話を聞いたすな、何人かに聞いて。それでたまたま県でも

ここしかないなという話で、同じ方向に進んであったと、そういうことだと思います。だから、議員が言うように、時間かけてやればいいねがつていうども、これ時間かけでらいねっすよな。まだそういうふうに公募かけたり、探したりして、探せる状況でもなかったからそういうふうにしてやらざるを得なかった。恐らくそれ探すネットワークもなかったろうし、そういう事務的なこともできないし、そういう状況だったと思うす。

それと、何回もあそこに市の職員が行ってるんだもの、それだけ大切な施設だから。私覚えてるだけでも3人ぐらいは行ってますよ。三、四人、1年間ぐらい勤めてあどやめてる。やっぱりそういう体質がうまくなかったんですよ。だからそういうことも私は思ってるんです。

あとそれから、議員は沈みかけている船をって言ってるけども、沈ませるわけにいかないわけですよ。だから、例えば戦争中だって指揮官の変更っていうのは当然あるんだから、そういうことでもして体制を立て直さないと大変だろうと、そういう気持ちでアドバイスはしたつもりです。

それと、大きな重篤な過ちをしてしまっているんだから、その中で自分たちが今、例えばスピード違反してしまって、いやいやあれはたまたまスピード違反してしまっただけで、これからまたやり直しますよって、それ認められることでねすべ。あど県でそういう方向で進んでるんだから、だからそこを何とかしてとどめることを考えてきたつもりです。

それと、そのやっぱりスピード感がないと、こういうことは決まらない。何とその2億何千万も借金してるとごをね、引き受けるどこなんてないと思うんですよ、普通の企業であれば。私は引き受けない。しかも、ちゃんとしたその経営体質が、組織化がきちんとされて運営しているんだば引き受けるけども、もうがじゃがじゃ、それから全国的にも話題になりそうなことは予想できたし、そういうことをね引き受けてくれた法人がいるということは、私は非常に感謝しています。それは県も同じです。だから、そこあたりのことをわかってもらいたい。何とか自浄作用がまずなかったんですよ。あそこでやれるだけの。自分たちでやれるんだったら、もうやり直してますよ、とっくに。そういう大変な状況で、しかも期限を決めて3月の末、新年度にはソフトランディングしよう、例えばそこでばっちり新しい会社に入れ替えてやれるわけがな

いじゃないですか。企業を再生するとしても、当然その新しい企業のスタッフを入れ  
たりしてやってることは、おたくも経営してるからわかると思いますよ。かみ合っ  
ていけないとできるわけないんですよ。ここでバチッと新しい経営陣が来ました、はい  
ぞうぞうっていけるわけないし、そこあたりのこととか、何とかわかってもらいた  
いな。よろしくをお願いします。私はきちっと紙さ書いてよ、理路整然としゃべれ  
ねがら、やっぱり商売は心だと思うすよ。お互いの信頼関係があって成り立つも  
んであって、時間かけてうまくいくとか、そういうもんでないと思います。

それと何回も議員は男鹿でないとだめだって言ってるけども、私は男鹿にこだ  
わることはないって、本会議でも言いましたけども、やっぱりいい経営をして  
る人が来てくれば、その文化を男鹿の人たちが学んで、また自分たちも変わ  
っていける。お互いに刺激受けて、切磋琢磨していける、そういう状況が大  
事だと思います。私はそういうことを思います。

以上です。

**○委員長（進藤優子）** 10番佐藤誠委員の質疑を終結いたします。

ほかに、令和2年度補正予算についての質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○委員長（進藤優子）** 質疑なしと認めます。よって、令和2年度補正予算に係る  
質疑を終結いたします。

それでは、本日の審議はこの程度にとどめ、明日午前10時から再開し、令  
和3年度予算に係る質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○委員長（進藤優子）** ご異議がないようですので、そのように進めさせて  
いただきます。

では、本日の審査はこの程度にとどめ、明日10時から会議を再開し、令  
和3年度予算に係る質疑を行うことにします。

本日はこれにて散会いたします。

---

午後 3時15分 散 会